

# 小児慢性特定疾病指定医の 指定申請先の一元化等を求める提案

令和3年7月12日（月）  
埼玉県



埼玉県マスコット  
コバトン&さいたまっち

# 小児慢性特定疾病医療制度について

## 【概要について】

慢性的な疾病を抱える18歳未満の児童等について、患児家庭の医療費の負担軽減を図るため、医療費の一部を助成する制度

## 【必要な手続について】

患児の家族は、「小児慢性特定疾病指定医」が作成した診断書を申請書に添付して、住所地（都道府県・政令市・中核市・児童相談所設置市のいずれか）に提出する。

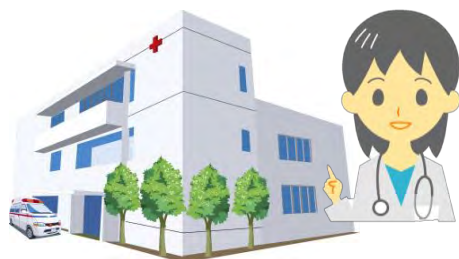
## 【小児慢性特定疾病指定医について】

- ・医療費助成の手続に必要な診断書は、都道府県・政令市・中核市・児童相談所設置市から指定を受けた医師（小児慢性特定疾病指定医）が作成しなければならない。
- ・指定を受けようとする医師は、勤務先の医療機関が所在する、都道府県・政令市・中核市・児童相談所設置市のいずれかに対して、指定医のための申請を行う必要がある。（5年更新）

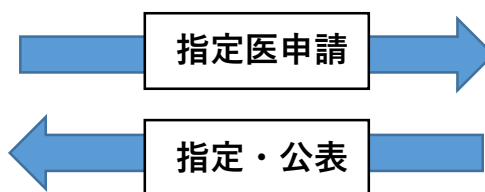
（埼玉県内の一般市に所在する医療機関で勤務する場合）

※埼玉県指定件数：R元年度 381件

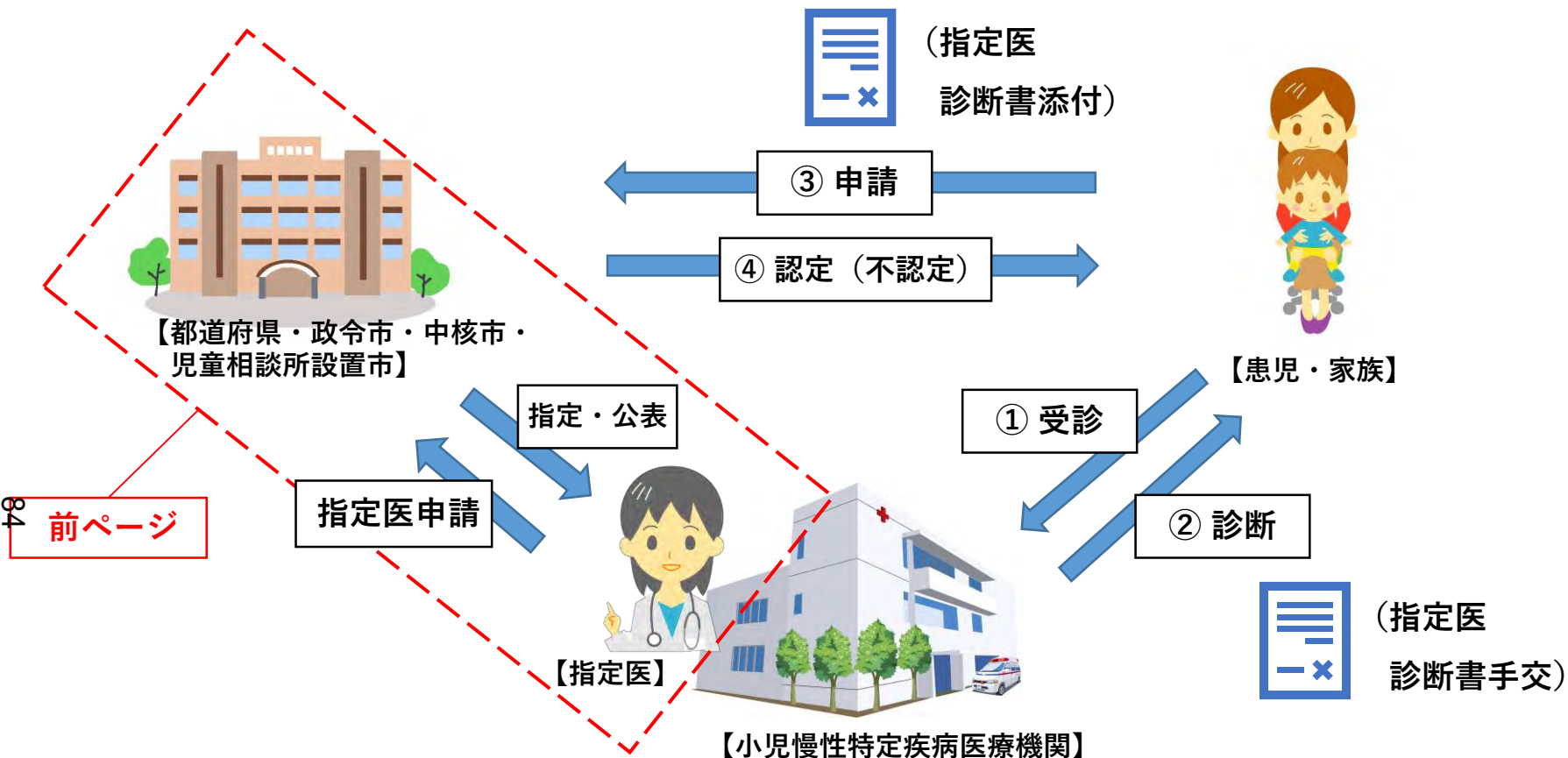
R2年度 70件



埼玉県●●病院【一般市】



# 小児慢性特定疾病医療費助成の流れ



- ① 小児慢性特定疾病医療機関を受診
- ② 受診後、小児慢性特定疾病指定医に、診断書を記載してもらう
- ③ 診断書等を添付し、住所地の自治体（都道府県・政令市・中核市・児童相談所設置市）へ申請
- ④ 自治体の小児慢性特定疾病審査会にて審査の上、認定結果が通知される。

# 支障事例について ①

## 支障

( 医師が複数の医療機関を掛け持ちしており、勤務地の都道府県・政令市・中核市・児童相談所設置市が異なる場合 )

- ① 医師は各々の都道府県・政令市・中核市・児童相談所設置市に指定申請を行う必要があり **負担が大きい**。( 行政においても、指定件数が嵩むなど、負担が生じている。 )

### 複数の医療機関を掛け持ち



【小児慢性指定医】

① 上尾〇〇センター (一般市)

申請

埼玉県

(指定・公表)

② さいたま〇〇病院 (政令市)

申請

さいたま市

(指定・公表)

③ 川越市立〇〇病院 (中核市)

申請

川越市

(指定・公表)

※指定医番号や指定期間も各々で異なる

(令和3年5月1日時点) 埼玉県の小児慢性に係る登録指定医数 **515名**


うち、政令市・中核市にも重複して登録している指定医数 **127名 (24.7%)**

## 支障

- ② 「難病法」の指定医は、主として難病の診断を行う医療機関が所在する都道府県・政令市（1か所）のみに指定申請を行うとされており、類似の医療費助成制度であるにもかかわらず、申請先の考え方が異なるため、医師等からの問い合わせが生じている。

### 指定難病の場合

#### 複数の医療機関を掛け持ち

- 
- ① 上尾〇〇センター（一般市）  
【主な勤務先】
- ② さいたま〇〇病院（政令市）
- ③ 川越市立〇〇病院（中核市）

【難病指定医】

申請

（指定・公表）

埼玉県

- ※主な勤務地の都道府県・政令市（1か所）に申請すれば、他勤務地の都道府県・政令市に効力が及ぶ
- ※指定医番号や指定期間は同一
- ※中核市・児童相談所設置市の場合は都道府県に申請

（令和3年5月1日時点）埼玉県の小児慢性に係る登録指定医数 **515名**

うち、難病法に基づく難病指定医にも登録している医師数 **464名（90.1%）**

# 求める措置（提案）

## 提案

小児慢性特定疾病指定医の指定申請先を一元化すること。

具体的には、難病指定医と同様に、主として診断を行う医療機関のある都道府県・政令市・中核市・児童相談所設置市（1か所）にのみ行うよう制度を見直すこと。

【改正案】児童福祉法施行規則第7条の11第三号

見直し案 主として診断書の作成を行おうとする医療機関の名称及び所在地

【根拠】児童福祉法施行規則 第7条の11

前条第一項の規定に基づく指定医の指定の申請をしようとする医師は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を第三号の医療機関の所在地を管轄する都道府県知事に、提出しなければならない。

1 略

2 略

3 診断書の作成を行おうとする医療機関の名称及び所在地

# 指定申請書 様式

様式1号

## 小児慢性特定疾病指定医 指定申請書

年 月 日

都道府県知事・指定都市市長・中核市長 殿

氏 名 印

住 所 〒

電話番号

児童福祉法第19条の3第1項に規定する指定医の指定を受けたいので、児童福祉法施行規則第7条の11の規定に基づき申請します。

生年月日	年 月 日	性別	男・女
医籍登録番号		医籍登録年月日	年 月 日
い① ず又 れは か② をの 記載	① 専門医の 名 称	専門医の 認定機関	専門医の 有効期間 年 月 日迄
	② 研修の 名 称	研 修 了 日	年 月 日
※上記の①又は②の欄は、専門医要件で申請を希望する場合には①を記載、研修修了要件で申請を希望する場合には②を記載してください。			
主 務 先 任 医 師 の 関 連 機 関 (※)	医療機関名		
	所在地	〒	
	電話番号		
	担当する 診療科		

※小児慢性特定疾病医療費の支給認定申請に必要な医療意見書を作成する可能性のある主たる医療機関について記載してください。

添付書類

1. 経歴書（様式2号）
2. 医師免許証の写し
3. 専門医に認定されていることを証明する書面の写し又は指定医育成研修の修了を証明する書面の写し

（裏面に続く）

**不 要**

（裏面）

○表面の勤務先以外の医療機関に勤務し、医療意見書を作成する可能性のある医療機関があれば記載してください。（申請先の都道府県、指定都市又は中核市に所在する医療機関に限る。）

1	医療機関名	
	所在地	〒
	電話番号	
	担当する診療科	
2	医療機関名	
	所在地	〒
	電話番号	
	担当する診療科	
3	医療機関名	
	所在地	〒
	電話番号	
	担当する診療科	
4	医療機関名	
	所在地	〒
	電話番号	
	担当する診療科	
5	医療機関名	
	所在地	〒
	電話番号	
	担当する診療科	

# 提案の実現により見込まれる効果

## 効果Ⅰ 指定医師

- ① 複数の医療機関に勤務する指定医の負担が軽減される。
- ② 難病指定医制度と指定申請先の考え方も統一されるため、指定医師の混乱が解消する。
- ③ 指定医1人につき1つの指定医番号となり、診断書への記載誤りの防止に繋がる。

## 効果Ⅱ 行政

申請や問合せ件数が減少し、事務の効率化に繋がる。

## 難病指定医制度と同様になる



【小児慢性指定医】

### 複数の医療機関を掛け持ち

① 上尾〇〇センター（一般市）  
【主な勤務先】

② さいたま〇〇病院（政令市）

③ 川越市立〇〇病院（中核市）

申請

（指定・公表）

埼玉県

※主な勤務地の都道府県・政令市・中核市・児童相談所設置市（1か所）に申請すれば、他勤務地の都道府県・政令市・中核市・児童相談所設置市への申請は不要に



## 児童福祉法

第19条の3 小児慢性特定疾病児童等の保護者は、前条第1項の規定により小児慢性特定疾病医療費の支給を受けようとするときは、都道府県知事の定める医師（以下「指定医」という。）の診断書を添えて、都道府県に申請しなければならない。

- ② 指定医の指定の手続その他指定医に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

99

## 児童福祉法施行規則

第7条の10 都道府県知事は法第19条の3第一項の規定に基づき、診断又は治療に5年以上従事した経験を有する医師であって、次の各号のいずれかに該当するもののうち、第7条の13に規定する職務を行うのに必要な知識及び技能を有すると認められる者をその申請に基づき、指定医に指定するものとする。（以下略）

第7条の11 前条第一項の規定に基づく指定医の指定の申請をしようとする医師は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を第三号の医療機関の所在地を管轄する都道府県知事に、提出しなければならない。

- 1 略
- 2 略

3 診断書の作成を行おうとする医療機関の名称及び所在地

第7条の12 指定医の指定は5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

第7条の14 指定医は、第7条の11第一項第1号又は第3号に掲げる事項に変更があったときは、変更のあった事項及びその年月日を、当該指定医の指定をした都道府県知事に速やかに届け出なければならない。

## 小児慢性特定疾病指定医の指定について（厚労省課長通知）

別紙 児童福祉法に規定する指定医の指定に係る事務取扱要領

第3 小慢指定医の指定の申請等

1 指定の申請の手続き

- (1) 小慢指定医の指定の申請を行おうとする医師は、「小児慢性特定疾病指定医指定申請書」（様式1号）に、次の①～④に掲げる書類を添付して、勤務地（当該医師が小児慢性特定疾病の診断を行う医療機関の所在地）の都道府県知事等に提出すること。（略）

また、複数の医療機関に勤務する場合であって、その勤務地の都道府県等が異なる場合には、各々の都道府県知事等に提出が必要であること。

第4 小慢指定医の指定等

1 小慢指定医の指定

- (1) 都道府県知事等は、小慢指定医の指定をしたときは、次に掲げる事項を記載した「小児慢性特定疾病指定医指定通知書（新規・更新）」（様式3号）を当該小慢指定医に交付するとともに、次に掲げる事項について公表すること。

- ① 医師氏名
- ② 診療に従事する医療機関の名称及び所在地（以下略）

（参考）難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則

（指定医の指定の申請）

第16条 指定医の指定の申請をしようとする医師は、次に掲げる事項を記載した申請書を、第三号の医療機関の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

- 3 主として指定難病の診断を行う医療機関の名称及び所在地